

— 坂東市第3期障害福祉計画 —

(案)

平成 24 年 1 月

坂東市第3期障害福祉計画目次（案）

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 障害者（児）施策の動向	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本理念	5
2. 自立支援システムの全体像	6
第3章 障害者（児）を取り巻く環境	7
1. 地域の概況	7
2. 人口・世帯構造の推移	8
1) 人口・世帯数の推移	8
2) 年齢構成の動向	9
3. 障害者（児）の状況	10
1) 障害者手帳の交付状況などから見る障害者（児）数の推移	10
2) 身体障害者（児）の状況	11
3) 知的障害者（児）の状況	13
4) 精神障害者（児）の状況	15
5) 自立支援医療制度（育成・更生・精神通院）受給者の状況	16
6) 小児慢性特定疾患医療制度受給者の状況	18
7) 特定疾患医療制度受給者の状況	19
8) 重症心身障害者への医療費助成（マル福：茨城県）状況	20
9) 年金・手当・共済制度受給者の状況	21
10) 障害のある子どもの教育・育成の状況	23
第4章 数値目標（平成26年度の数値目標）	25
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
2. 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	25
3. 福祉施設利用者の一般就労への移行	26
4. 就労移行支援事業の利用者数	26
5. 就労継続支援（A型）事業の利用者数	27
第5章 障害福祉サービスなどの見込量	28
1. 訪問系サービス	28
2. 日中活動系サービス	32
3. 居住系サービス	45
4. 指定相談支援	48
5. 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援サービス）	51

第 6 章 地域生活支援事業の見込量	52
1. 相談支援事業（必須事業）	52
2. コミュニケーション支援事業（必須事業）	54
3. 日常生活用具給付事業（必須事業）	55
4. 移動支援事業（必須事業）	56
5. 地域活動支援センター事業（必須事業）	57
6. その他の事業（任意事業）	59
1) 日中一時支援事業	59
2) 訪問入浴サービス事業	59
3) スポーツ・レクリエーション教室開催などの事業	60
4) 芸術・文化講座開催などの事業	61
5) 奉仕員養成研修事業	61
6) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	62
第 7 章 計画の推進	63
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進行管理	64
3. 行政と市民の協働のしくみ	65
資料編	66
資料 1 坂東市障害福祉計画策定委員会要綱	66
資料 2 坂東市障害福祉計画策定委員名簿	67
資料 3 坂東市障害福祉計画策定経過	68
資料 4 第3期計画におけるサービス量見込量一覧	69
資料 5 アンケート調査結果概要	71

【障害の「害」の表記について】

障害の「害」という漢字の表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないとして、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。

現在、坂東市でも、一部で「障がい」とひらがなの「がい」を使用しているものもあります。また、「碍」の字を使う案も出されています。

このような中、国の障害者制度改革推進本部では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解を示しました（平成 22 年 11 月 22 日の第 26 回会合にて）。

様々な検討の結果、本計画では「障害」と表記し、今後、関係機関と検討しながら、適切な表記について協議していきたいと思います。